

## 静岡県告示第69号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「しずおか焼津信用金庫吉田支店  
しずおか焼津信用金庫西小川支店」を「しずおか焼津信用金庫吉田支店」に改める。

2の(3)のアの表静岡県信用漁業協同組合連合会の項所属の公金収納店の欄中「静岡県信用漁業協同組合連合会下田支所」、「静岡県信用漁業協同組合連合会西伊豆支所」、「静岡県信用漁業協同組合連合会伊豆伊東支所」、「静岡県信用漁業協同組合連合会沼津支所」、「静岡県信用漁業協同組合連合会由比支所」、「静岡県信用漁業協同組合連合会御前崎支所」及び「静岡県信用漁業協同組合連合会浜名支所」を削る。

2の(3)のエの表中しずおか焼津信用金庫西小川支店の項、静岡県信用漁業協同組合連合会下田支所の項、静岡県信用漁業協同組合連合会西伊豆支所の項、静岡県信用漁業協同組合連合会伊豆伊東支所の項、静岡県信用漁業協同組合連合会沼津支所の項、静岡県信用漁業協同組合連合会由比支所の項、静岡県信用漁業協同組合連合会御前崎支所の項及び静岡県信用漁業協同組合連合会浜名支所の項を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。